

オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	オキシテトラサイクリン (Oxytetracycline) クロルテトラサイクリン (Chlortetracycline) テトラサイクリン (Tetracycline)	
構造式	 <p style="text-align: center;">オキシテトラサイクリン クロルテトラサイクリン テトラサイクリン</p>	
用途	抗菌剤（動物用医薬品、飼料添加物）	
作用機構	テトラサイクリン系の抗生物質である。 微生物のタンパク質生合成を阻害することにより、作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	<p>【動物用医薬品】 オキシテトラサイクリン：承認されている。 対象動物：牛、豚、鶏、すずき目魚類、かれい目魚類、にしん目魚類、うなぎ目魚類、かれい目魚類、ふぐ目魚類 使用方法：経口投与、注射剤、乳房注入剤 クロルテトラサイクリン：承認されている。 対象動物：牛、豚、鶏 使用方法：経口投与、子宮・腔内投与剤 テトラサイクリン：承認されていない。</p> <p>【飼料添加物】 オキシテトラサイクリン：指定されている。 対象動物：牛、豚、鶏 クロルテトラサイクリン：指定されている。 対象動物：牛、鶏 テトラサイクリン：指定されていない。</p>	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADI=30 μg/kg 体重/day
	国際基準	牛、豚、鶏等
	諸外国	米国基準：牛、豚、鶏等 カナダ基準：牛等 EU基準：牛等 豪州基準：牛、豚、鶏等 ニュージーランド基準：牛、豚、鶏等
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA：FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議